

指定（介護予防）短期入所療養介護運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

（運営規程設置の主旨）

第1条 一般財団法人脳神経疾患研究所が開設する、介護老人保健施設リハビリ南東北川俣（以下「施設」という）が行う、指定（介護予防）短期入所療養介護（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 （介護予防）短期入所療養介護は、要支援または要介護状態と認定された利用者であって、心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 1 当事業所では（介護予防）短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を図ることを目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合、代替の方法がない場合、行動制限が一時的な場合など緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、利用者又は家族へ状況を説明し同意をいただいた上で、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。
- 3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターをはじめとする介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう、できる限り努める。
- 4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 指定（介護予防）短期入所療養介護事業所
一般財団法人脳神経疾患研究所
介護老人保健施設 リハビリ南東北川俣
- 二 所在地 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字池ノ上30番地1

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 医師1名（常勤の医師）
管理者は、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、職員に必要な指揮命令を行う。また、専ら施設の職務に従事する常勤の者とするが、施設の管理上の支障ない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 二 医師 1名以上（常勤及び非常勤で専従及び兼務の医師を含む）
利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 三 薬剤師 1名以上（非常勤職員）
医師の指示に基づき調剤を行い、事業所で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し、服薬指導を行う。
- 四 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 5名以上（常勤及び非常勤で専従及び兼務の職員を含む）
医師の指示及び（介護予防）短期入所療養介護計画に基づき、居宅で自立した日常生活を営むのに必要な心身機能の維持回復、またはその悪化を防止するための訓練を行う。
- 五 看護職員 8名以上（常勤で専従及び兼務の職員を含む）
医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の（介護予防）短期入所療養介護計画に基づく看護・介護を行う。
- 六 介護職員 26名以上（常勤専従の職員）
利用者の（介護予防）短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- 七 管理栄養士又は栄養士 1名以上（常勤及び非常勤で専従及び兼務の職員を含む）
食事の献立作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- 八 介護支援専門員 1名以上（常勤で専従及び兼務の職員を含む）
利用者の（介護予防）短期入所療養介護計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- 九 支援相談員 1名以上（常勤で専従及び兼務の職員を含む）
利用者等及び家庭の処遇上の相談、市町村・その他関連施設・事業所との連携等を行う。
- 十 事務職員 2名以上（常勤及び非常勤で専従及び兼務の職員を含む）
必要な事務を行う。
- 十一 その他の職員は管理者の指示による業務を行う。

第3章 利用定員

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は長期、短期、介護予防短期を合わせて100名とする。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料・その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 事業所は、サービス提供の開始に際して、あらかじめ申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する必要な重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（（介護予防）短期入所療養介護計画の作成）

第8条 医師、及び介護支援専門員、その他専従する職員は、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、サービスの目標、当該を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

- 2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じた（介護予防）短期入所療養介護計画を作成し、利用者又は家族に対し、その内容等について説明し、同意を得た上で、交付する。
- 3 （介護予防）短期入所療養介護計画の策定にあたっては、すでに居宅サービス計画又は介護予防サービス支援計画書が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 4 利用者が居宅サービス計画又は介護予防サービス支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者または地域包括センターをはじめとする介護予防支援事業者への連絡、その他の必要な援助を行う。

（利用者の心身の状況等の把握）

第9条 指定（介護予防）短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者または地域包括センターをはじめとする介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（保健・医療・福祉サービス提供所との連携）

第10条 指定（介護予防）短期入所療養介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者または地域包括センターをはじめとする介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- 2 指定（介護予防）短期入所療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者または地域包括支援センターをはじめとする介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（指定（介護予防）短期入所療養介護のサービスの内容）

第11条 指定（介護予防）短期入所療養介護のサービスの内容は、次のとおりとする。

- ① （介護予防）短期入所療養介護計画の立案
介護支援専門員が対応する。
- ② 食事
 - ・時間 朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～
 - ・内容 管理栄養士の下、利用者の方の嗜好と身体状況に応じて提供します。
また、実演調理や季節行事等によって、喜んでいただけるように工夫する。
- ③ 送迎
送迎車によって、利用者の自宅から事業所までの送迎を行う。
- ④ 入浴
一般浴槽及び特殊浴槽で対応する。また週に最低2回の入浴を実施するが、身体の状況に応じて清拭となる場合あり。
- ⑤ 医学的管理・看護
当事業所の医師・看護職員が対応する。
- ⑥ 介護
当事業所の介護・看護職員が対応する。
- ⑦ リハビリテーション
理学・作業療法士等が利用者の心身の状態に合わせて機能訓練や作業療法、日常生活動作訓練等を実施する。
- ⑧ 相談援助サービス
事業所での利用や自宅での生活状況のことなど、ご相談をお受けする。

（サービス提供拒否の禁止）

第12条 正当な理由なく指定（介護予防）短期入所療養介護の提供を拒まない。ただし、通常の送迎実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定（介護予防）短期入所療養介護の提供が困難と認められた場合は、他の事業所の紹介など、必要な措置を講ずる。

（被保険者資格及び要介護認定等の確認）

第13条 指定（介護予防）短期入所療養介護の提供を求められた場合には、被保険者証により被

保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

- 2 前項の被保険者証の介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して指定（介護予防）短期入所療養介護を提供する。

（要介護認定等の申請に係る援助）

- 第14条 指定（介護予防）短期入所療養介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思をふまえて、速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- 2 介護予防支援・居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない場合であって、必要と認めるときは、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1カ月前にはなされるよう、必要な援助を行う。

（法定代理受領サービスを受けるための援助）

- 第15条 指定（介護予防）短期入所療養介護の提供に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき、（介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

（利用者負担の額）

- 第16条 利用者負担の額を以下のとおりとする。
- 2 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬告知上の額の利用者負担割合に応じた額とする。
 - 3 前項のほか、別表に掲げる費用を徴収する。
 - 4 第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。
 - 5 第2項から第3項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額、その他必要と認められる事項を記載した領収書を利用者に対して交付する。

（指定（介護予防）短期入所療養介護の内容、利用料、その他の費用等の記載）

- 第17条 指定（介護予防）短期入所療養介護を提供した際には、提供日及び内容、法定受領サービス費の額、その他重要な事項を、利用者の介護予防サービス支援計画・居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。
- 2 事業所の職員は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

第5章 通常の送迎実施地域

（通常の送迎実施地域）

- 第18条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。
- 川俣町、福島市、二本松市、伊達市、飯舘村の区域で、事業所が送迎可能と判断した地域。

第6章 緊急時等における対応方法

（緊急時における対応方法）

- 第19条 事業所の職員は、指定（介護予防）短期入所療養介護サービスの実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、利用者の家族に連絡するとともに、必要に応じ主治医及び居宅介護支援事業者に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 事業所の職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者に報告する。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第20条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

2 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

(1) 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

(2) 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

(3) 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第8章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第21条 指定(介護予防)短期入所療養介護サービス利用者は、管理者や医師、(准)看護師、理学療法士、作業療法士、介護職員などの指導による(介護予防)短期入所療養介護計画に基づく日課を励行し、利用者相互及び施設の秩序を保ち、相互親睦に努める。

第9章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 利用者が、正当な理由がなく指定(介護予防)短期入所療養介護計画の利用に関する指示に従わずに要支援・要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第23条 利用者に対して、適切な(介護予防)指定短期入所療養介護を提供できるよう、事業所の職員の勤務体制を定める。

2 職員の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年2回以上

(衛生管理等)

第24条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等活用して行うことができる。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、担当職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回以上、検便を行う。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(介護・診療情報の提供および個人情報の保護)

第25条 当事業所は、利用者への説明と納得に基づくサービス提供(インフォームド・コンセント)

および個人情報の保護に積極的に取り組む。

- 2 利用者の病状やケアについて質問や不安がある場合、直接、当事業所職員に質問し、説明を受けられる。この場合、特別な手続きは必要はない。
- 3 利用者の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合、当事業所職員に開示を申し出で
きる。尚、開示、謄写にあたっては、個人情報の保護に関する法律の第30条により、必
要な実費を徴収する。
- 4 当事業所が保有する個人情報（介護・診療情報等）が事実と異なる場合、内容の訂正・
利用停止を求めることができる。職員は申し出があった内容について、調査の上対応する。
- 5 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用しない。
①サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医
療・介護・福祉施設との連携等のために個人情報を利用する場合。
②外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告する
場合。
尚、詳細は別紙、個人情報利用の目的に記載。
- 6 利用予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者
本人に連絡の場合があるが、事前に受付まで申し出があった場合は連絡はしない。居室に
おける氏名の掲示を望まない場合、申し出を必要とするが、事故防止・安全確保のため
には、氏名の掲示が望ましい。電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回
答を望まない場合には、申し出を必要とする。尚、一度出された希望を、いつでも変更す
ることが可能。
- 7 個人情報保護相談窓口を、施設一階相談室とする。

（ハラスメント防止のための措置）

- 第26条 当事業所は、適切な指定（介護予防）短期入所療養介護提供を確保する観点から、事業
所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業
務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止
するため、次の措置を実施する。
- （1）ハラスメント防止のための指針を整備する。
 - （2）担当職員に対し、ハラスメント防止の方針を明確にし、必要な研修を定期的実施する。
 - （3）ハラスメントが発生した場合の相談責任者を選任し、相談体制を整え適切に対応する。

（業務継続計画の策定等）

- 第27条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）短期入所療養介
護のサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図
るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要
な措置を講じる。
- 2 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期
的に実施する。
 - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものと
する。

（虐待の防止の為の措置）

- 第28条 事業所は、虐待防止の適正化を図るため、次の措置を実施する。
- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果
について、担当職員に周知徹底を図る。
 - （2）虐待防止のための指針を整備する。
 - （3）担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - （4）虐待等が発生した場合に対し、責任者を選任し相談・報告体制を整える。
 - （5）必要に応じ、成年後見制度利用などの支援を行う。
 - （6）前第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（身体拘束等の適正化）

- 第29条 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を実施する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(褥瘡対策等)

第30条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(掲 示)

第31条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 事業所は、重要事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する

(居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第32条 居宅介護支援事業者及び地域包括センターをはじめとする介護予防支援事業者又はその職員に対し、利用者に指定（介護予防）短期入所療養介護を利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第33条 提供した指定（介護予防）短期入所療養介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

- 2 自ら提供した指定（介護予防）短期入所療養介護に関して、介護保険法第23条の規定により、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行う。
- 3 指定（介護予防）短期入所療養介護等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定（介護予防）短期入所療養介護に関して、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第34条 利用者に対する指定（介護予防）短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際して採った処置等について記録する。

- 2 利用者に対する指定（介護予防）短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(職員の質の確保)

第35条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(会計の区分)

第36条 指定（介護予防）短期入所療養介護の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第37条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定(介護予防)短期入所療養介護の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存する。

(電磁的記録等)

第38条 事業所及び担当職員は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、副本その他文字、図形等、人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行う事が規定されている又は規定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行う事ができるものとする。

- 2 事業所及び担当職員は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行う事が規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他、人の知覚によって認識することができない方法)によることができるものとする。

(その他)

第39条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、一般財団法人脳神経疾患研究所と施設の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成16年 8月 1日より施行する。

一部改定 平成17年10月 1日

一部改定 平成18年 5月 1日

一部改定 平成18年 8月 1日

一部改定 平成19年12月 1日

一部改定 平成21年10月 1日

一部改定 平成24年10月 1日

一部改定 平成25年 4月 1日

一部改定 平成26年 4月 1日

一部改定 平成27年 8月 1日

一部改定 平成28年 8月 1日

一部改定 平成30年 4月 1日

一部改定 平成30年 7月 1日

一部改定 平成30年 8月 1日

一部改定 令和 1年10月 1日

一部改定 令和 3年 4月 1日

一部改定 令和 4年 1月 1日

一部改定 令和 6年 4月 1日

別 表

・ 居住費

厚生労働大臣が示した基準によるものとする。但し、居住費について負担限度額の認定を受けている場合には、認定証に記載している居住費の負担限度額とする。尚、外泊期間中においてもお支払いいただきます。

・ 食 費

朝食 ５６０円、昼食 ６３０円、夕食 ５６０円

但し、食費について負担限度額の認定を受けている場合には、認定証に記載している食費の負担限度額とする。

・ 日用消耗品費／１日

実費（税込１２０円程度）

バスタオル、タオル、おしぼり、特殊シャンプー、トイレットペーパー、（居室用）ペーパータオル、綿棒、ブラシ、口腔ケア用品（保湿剤、ジェル、スポンジ）、さらさらおしり洗浄液、手指殺菌用消毒液、アイスノン等の費用であり、施設で用意するものについて、ご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

・ 教養娯楽費／１日

実費（税込１２０円程度）

誕生者プレゼント・カード、季節行事・イベント用品、カメラ消耗品・プリント代（各種記録用）、手芸用品（毛糸、針、フェルト、刺繍用布、ぬいぐるみ、人形、ビーズ）、園芸用品（用土、球根、種、肥料）、書道用品（墨、紙、筆）、華道用品（花、用具）、ちぎり絵（色紙、画用紙、和紙、折り紙、千代紙）、工作用具（粘土、リボン、糊、カッター、セロハン紙、セロテープ、接着剤）、ぬり絵、さし絵（色鉛筆、絵の具、クレヨン、マジックペン、カラースプレー）の費用であり、施設で用意するものについてご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

・ 行事費

その都度実費をいただきます。（税込）

観劇等の費用や、講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。

・ 健康管理費

その都度実費をいただきます。（非課税）

インフルエンザ予防接種等に係る費用で、希望された場合にお支払いいただきます。

・ 文書料

実費（文書の種類に応じて料金をいただきます）

診断書として文書を発行した場合にお支払いいただきます。その他内容に応じて、料金をいただく場合があります。

・ キャンセル料

利用者の都合により、サービスを中止する場合にキャンセル料をいただく。

- | | | |
|----------|-------------------|------------|
| ・ 入所予定前日 | 午後５時までに連絡をいただいた場合 | 無料 |
| ・ 入所予定前日 | 午後５時までに連絡の無い場合 | １日の利用料の５０％ |

個人情報の利用目的

介護老人保健施設 リハビリ南東北川俣は、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預りしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設・事業所が利用者様等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設・事業所の管理運営業務のうち、
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設・事業所が利用者様等に提供する介護サービスのうち、
 - －利用者様に居宅サービスを提供する他の介護予防サービス事業者や介護予防支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち、
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設・事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設・事業所の管理運営業務のうち、
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設・事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当施設・事業所において行われる事例研究

〔学会・出版物等への発表〕

- －特定の患者・利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設・事業所の管理運営業務のうち、
 - －外部監査機関への情報提供